

意見書案第 23 号

保護司の安全確保を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
竹 内 照 夫
草 川 肇
佐 藤 弘
杉 浦 智 子
森 川 えりな
青 山 三四郎
伴 孝 昭

保護司の安全確保を求める意見書

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、社会生活上の助言や指導、帰住先や就職先の確保、地域社会の理解の促進及び犯罪や非行の未然防止など、我が国の更生保護において重要な役割を担っている。

このような中、本市において、長年保護司として活動されていた方が亡くなり、その方が担当する保護観察対象者が殺人の容疑で逮捕される事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。この事件により、全国各地の保護司やその家族は強い不安を抱えており、我が国の更生保護制度・保護司制度の根幹を揺るがしかねない重大な事態である。

滋賀県・国・政府におかれては、保護司の安全を確保し地域社会の安全・安心の実現につなげるため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 保護司及びその家族の不安に寄り添い、その不安の解消に向け万全の対策を講じること。
- 2 保護司の活動の安全面に関する点検を早急に行い、自宅以外の面接場所の確保をはじめ、保護司の安全確保のためのあらゆる対策を講じること。
- 3 保護司の安全の確保の在り方などについて、保護司自身はもとより、その家族や関係機関の意見も聞きながら迅速に検討を進め、必要な環境の整備に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣
法務大臣

厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
滋賀県知事

あて